

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>1. 仕様書の 3. (1) に定義されている「環境教育」、「ノンフォーマル教育」、「インフォーマル教育」の基本的な定義は、「UNESCO GUIDELINES for the Recognition, Validation and Accreditation of the Outcomes of Non-formal and Informal Learning」の 8 ページ目に記載されている「formal, non-formal and informal leaning」の定義と同義と考えてよいのでしょうか？</p> <p>UNESCO guidelines for the recognition, validation and accreditation of the outcomes of non-formal and informal learning - UNESCO Digital Library</p> <p>※当該ガイドラインの 8 ページ目に記載されている「formal, non-formal and informal leaning」の定義：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <input checked="" type="checkbox"/> Formal learning takes place in education and training institutions, is recognised by relevant national authorities and leads to diplomas and qualifications. Formal learning is structured according to educational arrangements such as curricula, qualifications and teaching-learning requirements.</li> <li>● <input checked="" type="checkbox"/> Non-formal learning is learning that has been acquired in addition or alternatively to formal learning. In some cases, it is also structured according to educational and training arrangements, but more flexible. It usually takes place in community-based settings, the workplace and through the activities of civil society organisations. Through the recognition, validation and accreditation process, non-formal learning can also lead to qualifications and other recognitions.</li> </ul> <p>Informal learning is learning that occurs in daily life, in the family, in the workplace, in communities and through interests and activities of individuals. Through the recognition, validation and accreditation process, competences gained in informal learning can be made visible, and can contribute to qualifications and other recognitions. In some cases, the term experiential learning is used to refer to informal learning that focuses on learning from experience.</p>	<p>ご質問のありました用語の定義について、「環境教育」は、「環境教育等促進法」の第 2 条 3 と同義の定義です。「ノンフォーマル教育」「インフォーマル教育」は、文部科学省「多様な生涯学習機会の分類について」（平成28年6月18日開催中央教育審議会学習成果活用部会（第 2 回）資料3-2）</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/010/siryou/_icsFiles/afieldfile/2015/06/24/1359174_3_2.pdf">https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/010/siryou/_icsFiles/afieldfile/2015/06/24/1359174_3_2.pdf</a></p> <p>に記載のあるものと同義ですので、当該資料をご参照ください。</p>
2	<p>2. 仕様書の 3. (1) ②に定義されている「ノンフォーマル教育」の具体的な事例としてはどのようなものが挙げられますか？例えば独立行政法人教職員支援機構が提供する研修・セミナーや、大学が一般向けに提供する公開講座、地方自治体が正規教育のカリキュラム以外で提供する環境教育、NGO が実施するイベントはノンフォーマル教育に該当するという理解でよろしいのでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人教職員支援機構：<a href="https://www.nits.go.jp/training/">https://www.nits.go.jp/training/</a></li> <li>・大学が一般向けに提供する公開講座の一例（公立鳥取環境大学）：市民向け講座(公開講座等)・各種イベント   公立鳥取環境大学 (<a href="http://kankyo-u.ac.jp">kankyo-u.ac.jp</a>)</li> <li>・地方自治体が正規教育のカリキュラム以外で提供する環境教育の一例（川崎市）：川崎市：（1）学校などにおける環境教育・学習機会の充実 (<a href="http://city.kawasaki.jp">city.kawasaki.jp</a>)</li> <li>・NGO のイベントの一例：Get Involved - イベント   水・衛生専門の国際 NGO ウォーターエイド (<a href="http://wateraid.org">wateraid.org</a>)</li> </ul>	<p>ご認識の通りです。ノンフォーマル教育の具体的な事例については、文部科学省「多様な生涯学習機会の分類について」をご参照ください。</p>

<p>3. 仕様書の 3. (1) ③に定義されている「インフォーマル教育」の具体的な事例としてはどのようなものが挙げられますか？例えば、鉄道会社などの SDGs 関連 P R などはインフォーマル教育に該当しますか？</p> <p>・SDGs Train 2022：SDGs トレイン 2022   東急グループ (tokyugroup.jp)</p> <p>3</p> <p>※こちらの例は、企業によって組織化・体系化された活動で、特定の集団（電車の乗客）に対して行われているものの（ノンフォーマル）、乗客としては日常的生活の中で無意図的に学ぶことになる（インフォーマル）ため、明確な区分が難しいことから、質問させて頂きました。</p>	<p>ご質問中にあります「「インフォーマル教育」の具体的な事例」については、文部科学省「多様な生涯学習機会の分類について」をご参照ください。例示の「SDGs Train 2022：SDGs トレイン 2022   東急グループ」については、ご記載いただいた通り、乗客の日常生活の中で無意図的に学ぶインフォーマル教育にあたります。</p>
<p>4. 仕様書の 3. (2) ②にある「各国の環境教育のアウトカムに関する文献・資料（報告書・論文等。2019 年 1 月 1 日以降に作成・更新されたものであって基本的に最新のものの。）」は、正確性や妥当性が最重要選定基準になるかと思いますが、各国政府が作成・発行した公式報告書がより好ましいでしょうか？大学等の研究機関、UNESCO 等の国際機関、及び Korea Environment Institute のような各国の NGO が作成した報告書も対象に含むという理解でお間違いないでしょうか？</p> <p>・各国の NGO の一例（韓国）：Korea Environment Institute (kei.re.kr)</p> <p>4</p>	<p>ご認識の通りです。ご質問中の「文献・資料」について、各国政府が作成・発行した公式報告書だけに限定する必要はありません。</p>
<p>5. 仕様書の 3. (2) ④にある「環境省が提供するフォーマル教育に関する資料」とは、貴省において各国の特徴や状況をとりまとめた資料となりますでしょうか？</p> <p>5</p>	<p>ご認識の通りです。</p>
<p>6. 仕様書の 3. (2) ③に記載の「海外の環境教育に関する調査報告書（2019 年 1 月 1 日以降に作成・更新されたものであって基本的に最新のものの。）5 件について、当該調査報告書ごとに概要をまとめた資料（公開することを前提としたもの。1 件あたり A 4 縦 5 枚程度を想定。）を作成する。」ですが、ここでいう「海外」とはどこを指しますでしょうか？仕様書 3. (2) ①②と同様に 7 カ国となりますでしょうか？あるいはその他の国々も含まれますでしょうか？</p> <p>（①②では調査対象国 7 カ国であるのに対し、この項目での概要をまとめる対象となる調査報告書は 5 件となっているため質問させて頂きます。）各国がそれぞれ自国の状況について記述している調査報告書ではなく、国際機関又は NGO や大学等研究機関等が実施した調査の報告書で、調査対象国 7 カ国あるいはその他の国々の環境教育についての調査を網羅する必要がありますでしょうか？</p> <p>6</p>	<p>仕様書の 3. (2) ③に記載の「海外の環境教育に関する調査報告書」については、①②の調査対象国 7 カ国の一部または全部を含む諸外国の最新の環境教育の状況に関する調査報告書であって、国際機関又は NGO や大学、研究機関等によるものと想定しております。</p>
<p>7. 仕様書の 3. (2) ③に記載の「当該資料の作成に当たり、比較可能なデータに関しては一覧化し見やすくまとめること。」とありますが、比較可能なデータとして含める必要のある事項あるいは含めることが好ましい事項があればお知らせ頂けますでしょうか？例えば、「令和 2 年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査）」におけるアンケート調査の項目のような事項になりますでしょうか？</p> <p>➤「令和 2 年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査）」：「令和 2 年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査（アンケート調査）」結果の公表について   報道発表資料   環境省 (env.go.jp)</p> <p>7</p>	<p>ご質問をいただきました仕様書の箇所につきましては、例えば、時間の推移、国、属性など、一覧化することで各国の特徴が明確になり基本方針改定の議論に資する材料になる事項について、データを比較できるように一覧化していただきたいという趣旨です。「令和 2 年度環境教育等促進法基本方針の実施状況調査」の項目にはこだわらず、詳細については、仕様書 3. (2) ⑤にあるとおり、本業務の目的に沿った効果的なものになるよう、随時環境省担当官と協議の上進めていただく形となります。</p>

8	<p>●仕様書の3.(2)④に記載の「有識者（大学教授級を想定。）」とありますが、これには各国の国立環境研究所に該当する研究機関の主任研究員級も該当しますか？</p>	<p>ご質問中にある「有識者（大学教授級を想定。）」とは、環境教育について専門的に調査・研究されている大学教授と同等またはそれ以上の方を想定しております。ご質問中にある「各国の国立環境研究所に該当す研究機関の主任研究員級」の方についても、上記に当てはまるようでしたら含まれます。</p>
---	---	---